

公益財団法人大原記念労働科学研究所における公的研究費の不正防止基本計画

平成 28 年 8 月 1 日制定

1. はじめに

文部科学省「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に則り、この法人の不正防止基本計画を次のとおり公表します。

2. 実施内容

(1) 研究者への対応

① 「確認書(誓約書)」の提出

公的研究費を執行する研究者には、公金を使用する責任の重大さと研究者倫理・コンプライアンスを自覚させ、関係ルールを遵守する旨の「確認書(誓約書)」の提出を求めています。

② 公的研究費の適正な執行

研究者には、関連規程・取扱ルールを遵守させ、公的研究費の適正な執行に努めています。

③ 倫理審査

公的研究費による研究は、倫理審査を義務付けています。

(2) 機関としての対応

① 機関内の責任体系の明確化

最高管理責任者、統括管理責任者の下、執行管理責任者は、研究活動上の運営・管理のみならずコンプライアンス教育に努めています。

② 関係諸規程の見直し

公的研究費を取扱うルールと研究現場の実態とが乖離していないか常時確認し、現行規程の見直しを行うとともに、必要に応じ新たな規程・ルールの制定を行います。

③ 倫理委員会の整備

所内外のメンバーからなる倫理委員会を運営しています。研究倫理審査規程と細則を整備し、研究活動における不正行為のみならず、研究倫理違反防止にも努め、また利益相反の確認についても対応しています。

④ 研究者への研修会・説明会等の実施

研究者及び事務職員に対し、コンプライアンス教育をはじめ不正防止規程・ルールにより適正な理解及び公的研究費に関するルールの周知徹底と啓発を図るため、この法人内の研修会・説明会等を実施しています。

⑤ モニタリング及び理解度調査の実施

研究者及び事務職員に対し、経費の運営・管理執行モニタリングやコンプライアンス教育受講管理及び理解度調査等(ヒアリング)を実施し実態把握に努めます。

⑥ 研究費執行ガイドブックの作成

ガイドラインの要点を分かりやすく示した「公的研究費使用マニュアル」を作成し、研究者及び担当事務職員へ執行処理の統一化及び可視化を図っています。マニュアルは毎年度見直しをします。

⑦ 適正な執行管理活動

職員の協力を得て、経費の適正かつ効率的な執行状況を把握するとともに、この法人の規程・取扱ルール及び委託先の事務処理要領等を遵守し公的研究費の適正な執行管理に努めます。

⑧ 外部研修会等への参加

執行管理責任者および事務職員には、適切な指示等ができるよう積極的に外部の各種研修会・講習会・説明会等に参加させ、的確な情報を得るとともに事務処理能力と専門性の向上を図っています。

⑨ ホームページ等による公表

公的研究費の不正防止に係る関連規程・方針等に加え、この法人における競争的資金等の獲得状況もホームページ等により公表し周知を図っています。

⑩ 内部監査の強化

監査担当者は、書面による定期的な監査の他、適宜、リスクアプローチ監査も考慮して実地監査を行っています。

3. 不正防止計画の推進

執行管理責任者を含む所のこの法人の運営会議において、不正防止計画を推進し、関連業務を掌握しています。必要に応じて見直すことにより、これらを常に適切なものに保つこととしています。